

平成29年11月29日府国保運営協議会 資料2

納付金及び標準保険料率の算定方法(市町村との調整事項)

基本的な算定方針	府内統一の保険料率は中長期的な目標とし、市町村ごとの医療費水準等を勘案
納付金の算定方法	各市町村の医療費水準(指数)を反映 ※医療費指数反映割合 $\alpha = 1$ (3年ごとに検証・見直し)
	各市町村の所得シェアには全国平均と比較した京都府の所得水準を反映 ※所得のシェア反映割合 $\beta =$ 京都府の所得水準
H30年度における保険料水準の 激変緩和のあり方	激変緩和に係る比較は、1人当たり納付金ベースで行う。
	H30年度の1人当たり納付金が、H28年度の1人当たり納付金を一定割合上回った場合に激変緩和措置を行う。
	一定割合は、自然増(府内の1人当たり納付金の上昇率) + α とする。
	激変緩和の期間は、保険料率の推移を踏まえ検討(平成35年度までを基本的目安)
市町村標準保険料率の算定方法	無所得世帯等の負担の増加を勘案し、応能分・応益分の割合を1:1とする。 ※ $\beta' = 1$ (3年ごとに検証・見直し)